

第 1 問

解答

問 1	101	②
問 2	102	④
問 3	103	②
問 4	104	③

解説

問 1

正解は②。

空欄アには「法の下での平等」が入る。日本国憲法第 14 条には、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と、「法の下での平等」が明記されている。

空欄イには「男女雇用機会均等法」が入る。日本は、1985 年の女性差別撤廃条約（女子差別撤廃条約）の批准に向けて、国内の法律を整備するため、同年に男女雇用機会均等法を制定した。

問 2

正解（適当でないもの）は④。表 1 の右側によると、60 代男女の割合には 6.4 ポイントの差があり、他世代の男女差（20 代：9.4，30 代：10.3，40 代：7.2，50 代：7.3）よりも小さい。

①は正文。表 1 の左側によると、女性は年代が上がるほど割合が高くなっている（14.5%（20 代）→17.7%（30 代）→23.3%（40 代）→24.7%（50 代）→28.0%（60 代））。

②は正文。表 1 の左側によると、男性 20 代が 26.2%，女性 20 代が 14.5%と、男性 20 代のほうが 11.7 ポイント高い。

③は正文。表 1 の右側によると、男性 20 代（20.4%）・男性 30 代（20.7%）のみ 20.0%を超え、それ以外の性別・年代では 20.0%を下回っている。

問 3

正解は②。「各政党の候補者の男女比率を均等にする法を制定した年」にあたる 2000 年と、「その 10 年後」にあたる 2010 年を比較すると、Y 国の女性議員比率は 8.0 ポイント高くなっている。

①は誤文。X 国では、「各政党が候補者名簿の男女比率を均等にする努力を始めた時期」にあたる 1990 年よりも前の 1960 年代から、既に女性議員比率が上昇している。

③は誤文。1960 年・1970 年・2000 年には、Z 国の女性議員比率が Y 国を上回っている。

④は誤文。表 2 に示されたいずれの年でも、日本の女性議員比率は Z 国を上回っていない。

問 4

正解は③。

空欄アには「形式的」が入る。形式的平等とは、法律や制度などにおける取り扱いが平等であることを指す。

空欄イには「実質的」が入る。実質的平等とは、現実の格差を無くそうとする考え方である。クオータ制は、現実の格差に直面している人々を優遇することで、実質的平等を目指す制度である。

空欄ウには「アイヌ施策推進法（アイヌ民族支援法）」が入る。アイヌ民族の支援や文化振興のために 2019 年に制定された法律で、初めてアイヌ民族が「先住民族」であることを明記した。

第 2 問

解答

問 1	105	①
問 2	106	⑤
問 3	107	⑤
問 4	108	⑧

解説

問 1

正解（適当でないもの）は①。メモ 1 には「直接の見返りを期待せず」と述べられている。

問 2

正解は⑤。

アに対応するのは Z。株式は、返済義務がない資金調達方法であり、事業の業績に応じて、資金の提供者（株主）は配当の形で還元を受ける。

イに対応するのは X。社債は、事業の業績に関わりなく返済義務のある資金調達方法である。

ウに対応するのは Y。クラウドファンディングは、返済義務がない資金調達方法であり、資金の提供者はその額に応じて予定された特典を受ける場合がある。

問 3

正解は⑤。

空欄アには「円高」が入る。1 ドル = 150 円が 1 ドル = 100 円と変化しており、円高になっている。

空欄イ、ウには「2」、「高く」が入る。商品 K のアメリカでの価格は、「一年前」は 4 万ドル（= $600 \text{ 万} \div 150$ ）、「現在」は 6 万ドル（= $600 \text{ 万} \div 100$ ）となる。

問 4

正解は⑧。

空欄アには「金融緩和」が入る。不況に際して行われるのは、金融緩和である。

空欄イには「買いオペレーション」が入る。不況に際しては、日本銀行が国債などを市中銀行から買うことで、市中へ貨幣を供給する買いオペレーションが行われる。

空欄ウには「低下」が入る。買いオペによって貨幣が供給されると、政策金利が低下し、これに対応して市中銀行の貸出金利も低下する。この結果、資金調達が容易となり、企業などへの投融資が増加し、経済活動が活性化する。

第 3 問

解答

問 1	109	①
問 2	110	④
問 3	111	③
問 4	112	②

解説

問 1

正解は①。

空欄アには「小選挙区制」が入る。日本では 1994 年に小選挙区制が導入された。表 1 は 1990 年の衆議院議員総選挙のデータである。

空欄イには「3」が入る。表 1 において、議員 1 人あたりの有権者の数は、神奈川県第 4 区で $134 \div 4 = 33.5$ より 33.5 万人、宮崎県第 2 区では $32 \div 3 \div 10.67$ より約 10.67 万人となる。一票の格差はこの値の比率であるから、 $33.5 \div 10.67 \div 3.14$ より一票の格差は約 3 倍となる。

空欄ウには「2」が入る。2000 年の衆議院議員総選挙のデータである表 2 において、議員 1 人あたりの有権者の数は、神奈川県第 14 区で $47 \div 1 = 47$ より 47 万人、島根県第 3 区では $19 \div 1 = 19$ より 19 万人となる。一票の格差はこの値の比率であるから、 $47 \div 19 \div 2.47$ より一票の格差は 2 倍を超えている。

問 2

正解は④。

アは正文。最高裁は尊属殺人罪の規定について、「法の下での平等」に反するもので違憲と判断した。

イは正文。最高裁は女性の 6 ヶ月間の再婚禁止を定める民法の規定について、100 日を超える部分は、実父の推定に問題を及ぼさないため違憲と判断した。

ウは誤文。最高裁においては、一票の格差について仮に違憲であっても、その選挙自体は有効であり、やり直しは行わない主旨の判例が積み重ねられてきた。

問 3

正解は③。

空欄アには a が入る。行政裁判とは、国や地方公共団体の行政行為に対して起こす裁判である。

空欄イには d が入る。日本国憲法第 81 条は、最高裁判所を「一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所」と規定する。

空欄ウには e が入る。国民は裁判を受ける権利を保障されているため、個人であっても権利侵害についての訴えを起こすことが可能である。

問 4

正解は②。

空欄アには a が入る。冤罪が発生した場合に備えて、a のような再審の制度が設けられている。

空欄イにはcが入る。「本人が再び罪を犯すことがないように」して犯罪を「予防」するため、少年法に基づくcのような仕組みがある。

第 4 問

解答

問 1	113	⑤
問 2	114	⑥
問 3	115	⑤
問 4	116	②

解説

問 1

正解は⑤。

空欄アには「ハーバーマス」が入る。『コミュニケーション的行為の理論』の著者はハーバーマス。

空欄イには「対話的理性」が入る。合意形成に向けて対等かつ自由に討議するための能力を指す。

空欄ウには「言葉を通して関わり合う」が入る。アーレントは『人間の条件』において、労働・仕事・活動を定義した。そこでの「活動」とは、言葉によって人同士が関わり合う営みを意味する。

問 2

正解は⑥。

アは誤文。2つ目の下線部（「この二つの年齢層は～」）について、「40～49 歳」では、「インターネットやソーシャルメディアの利用」を挙げた割合は 2022 年で 45.6%と、半数を超えていない。

イは正文。「18～29 歳」について、表 1 の「ゆとりがない」の割合は 0.7 ポイント増、表 2 の「友人や恋人との交際」の割合は 9.1 ポイント増である。

ウは正文。表 2 では「社会参加」の 70 歳以上の割合は 2018 年が 10.7%、2022 年が 8.6%であり、両年とも 70 歳以上の割合が他の年齢層より高い。

問 3

正解は⑤。経験を通して得られる諸事実から、普遍的な法則を導く推論方法を帰納法という。

I は適当。「穏やかな態度で相手の発言を最後まで聞き、よく考えてから発言するように取り決めたところ、対話が活発にできるようになった」という経験から、「活発な哲学対話は、安心して話せる取り決めがあれば可能になる」という法則を帰納的に導いている。

II は不適当。人間の義務という前提から、対話のルールを演繹的に推論している。

III は適当。素朴な質問が問いを深めた経験から、哲学対話の方針を帰納的に導いている。

問 4

正解は②。

㉔に対応するのはア。全員がインターネットを介して会議に参加しているため、「非対面的関わりだけのタイプ」に合致する。

㉕に対応するのはウ。一部の人のみがインターネットを介して対面の対話集会とつながっているため、「対面的関わりに非対面的関わりが加わっているタイプ」に合致する。

㉖に対応するのはイ。料理教室に対面で講師・生徒が集まっているため、「対面的関わりだけのタイプ」に合致する。